産に関する情報その他の特別な情報（ハに掲げるもの以外のものであって、当該相手方金融機関が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘している状況 ［イ・ロ　略］ ハ　当該金融サービス仲介業者が当該相手方金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該相手方金融機関が当該金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合には、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの	産に関する情報その他の特別な情報（当該相手方金融機関が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘している状況 ［イ・ロ　同上］ ［号の細分を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第二項第一号の改正規定を削る。

○内閣府令第四十六号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　内部部局（第一条―第九条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十条・第十一条） 附則 （財産被害対策室及び企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室及び企画調整官一人を置く。 ［2・3　略］ ［項を削る。］	目次 第一章　内部部局（第一条―第八条） 第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第九条・第十条） 附則 （財産被害対策室及び国際・研究室並びに企画調整官） **第二条**　消費者政策課に、財産被害対策室及び国際・研究室並びに企画調整官一人を置く。 ［2・3　同上］ 4　国際・研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。 二　消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。 三　前二号に掲げるもののほか、消費者政策課の所掌事務のうち国際関係に係るものに関すること（財産被害対策室の所掌に属するものを除く。）。 四　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）第六条第三号から第五号までに掲げる事務に関する調査及び研究に関すること（財産被害対策室の所掌に属するものを除く。）。 5　国際・研究室に、室長を置く。 6　［同上］
［項を削る。］ 4　［略］ （企画官） **第九条**　消費者庁に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。 **第十条・第十一条**　［略］	［条を加える。］ **第九条・第十条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年七月一日から施行する。